

令和 年 月 日

神戸市長宛

## 抽選参加申込書兼誓約書

私は、この土地一時使用に係る事業者申込の手引きに書かれた、申込資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。当選した場合には、申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により貸付けしていただきますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申込者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

## 記

## 1 抽選申込物件

本要領3.「契約条件」内の土地A～C区画のいずれかの情報をご記入ください。

なお、同一法人が土地A～C区画を複数申し込みすることはできませんのでご注意ください。

区画	所在地（貸付対象地）

## 2 その他申込書類と添付書類

- 様式2 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- 印鑑証明書
- 履歴事項全部証明書
- 国税の納税証明書その3の3
- 様式3 役員一覧（Excel形式）
- 様式4 土地利用計画書
- 港湾運送事業又は倉庫業の許可証等の写し

## 3 申込者

住所	〒 -	
ふりがな 氏名		実印
電話番号	( ) -	
メールアドレス		

印鑑証明書のとおりに、記入・押印してください。

## 4 書類送付・連絡先

以下の□欄に☐または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 -
住所	□	□	TEL : Email :
電話番号	□	□	
Email	□	□	
宛名	□	□	

・本申込書は、写しを保管するようにしてください。

神戸市記入欄

抽選番号

令和 年 月 日

神戸市長宛

## (法人グループ用) 抽選参加申込書兼誓約書

私は、この土地一時使用に係る事業者申込の手引きに書かれた、申込資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。当選した場合には、申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により貸付けしていただきますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申込者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

## 記

## 1 抽選申込物件

本要領3.「契約条件」内の土地A～C区画のいずれかの情報をご記入ください。

なお、同一法人が土地A～C区画を複数申し込みすることはできませんのでご注意ください。

区画	所在地（貸付対象地）

## 2 その他申込書類と添付書類

- 様式2 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書  
 印鑑証明書  
 履歴事項全部証明書  
 国税の納税証明書その3の3  
 様式3 役員一覧（Excel形式）  
 様式4 土地利用計画書  
 港湾運送事業又は倉庫業の許可証等の写し

## 3 申込者（法人グループ）

## (1) 代表企業

住所	〒 -	
ふりがな 氏名		実印
電話番号	( ) -	
メールアドレス		

印鑑証明書のとおりに、記入・押印してください。

様式1・裏

(2) 構成企業 (=法人グループを構成する代表企業以外の企業) ※構成企業が複数いる場合は、太枠部分を追加してください。

住所	〒 -	
ふりがな 氏名		
		実印

## 4 書類送付・連絡先

以下の□欄に☐または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 -
住所	☐	☐	TEL : Email :
電話番号	☐	☐	
Email	☐	☐	
宛名	☐	☐	

・本申込書は、写しを保管するようにしてください。

神戸市記入欄

抽選番号

記入例

様式1

令和8年 月 日

神戸市長宛

抽選参加申込書兼誓約書

私は、この土地一時使用に係る事業者申込の手引きに書かれた、申込資格、条件し込みます。当選した場合には、申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産...

抽選参加申込みの申込日を記入してください。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申込者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1 抽選申込物件

本要領3.「契約条件」内の土地A～C区画のいずれかの情報をご記入ください。

なお、同一法人が土地A～C区画を複数申し込みすることはできませんのでご注意ください。

Table with 2 columns: 区画, 所在地（貸付対象地）

2 その他申込書類と添付書類

- 様式2 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
印鑑証明書
履歴事項全部証明書
国税の納税証明書その3の3
様式3 役員一覧（Excel形式）
様式4 土地利用計画書
港湾運送事業又は倉庫業の許可証等の写し

当選後、都市機能用地（普通財産）一時使用申請書を締結する名義人の情報を記入してください。

3 申込者

Form with fields: 住所, ふりがな氏名, 電話番号, メールアドレス. Includes a stamp field labeled '実印'.

印鑑証明書のとおり「役職・代表者氏名」を記入してください。

印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください。

印鑑証明書のとおり、記入・押印してください。

4 書類送付・連絡先

以下の欄に□または■を記入してください。・本申込書

資料の送受信が可能なアドレスを記入してください。

Table with 4 columns: 住所, 電話番号, 参加申込者欄と同じ, 右記のとおり. Includes contact information for 株式会社0000 港湾 三郎.

申込者欄記載の住所以外に送付を希望する場合のみ右欄に記入してください。この場合、郵便番号・電話番号・メールアドレスも必ず記入してください。



様式3 役員一覧は別添の Excel 形式のシートに入力してください。

神戸市長宛

土地利用計画書

所在地  
商号または名称  
代表者

1. 貴社の事業内容

2. 貸付対象地の土地利用計画 ※中東情勢の影響及び神戸港における状況も含めてご記入ください。

※法人グループであっても、各事業者ごとに提出してください。

令和 年 月 日

辞退届

神戸市長宛

所在地  
商号または名称  
代表者

実印

土地一時使用に係る事業者申込の抽選参加申込みを行い、当選しましたが、下記の理由により当選を辞退いたします。

なお、補欠者が繰り上がり当選することについて、一切異議を申し立てません。

記

辞退理由

○抽選参加申込書類を郵送する場合の宛名ラベル

郵送にてご提出される場合は、コピーしてご利用してください。

〒650-0046  
神戸市中央区港島中町4-1-1  
ポートアイランドビル7階

神戸市港湾局経営課 行

土地一時使用に係る事業者申込  
抽選参加申込書類 在中

2者以上の場合は、申請人欄に法人グループ全員の押印が必要です。

(様式7) 裏面 (両面印刷)

令和 年 月 日

神戸市長 久元喜造 へ

## 都市機能用地(普通財産)一時使用申請書

住所  
申請人 法人名  
代表者  
(抽選番号: ) 実印

下記のとおり、都市機能用地(普通財産)を一時使用するために借り受けたいため、承認して下さるようお願いいたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

### 記

所在地	神戸市中央区港島1丁目〇-1のうち (区画番号: )
使用目的	〇〇〇〇敷
面積	〇〇〇m <sup>2</sup>
借受期間	令和8年7月24日から 令和9年3月31日まで
契約条件	裏面のとおり
添付書類	位置図、貸付対象地図
連絡先 (申請担当)	株式会社〇〇〇〇 担当者(部署): 連絡先: Tel - - Email:

↓申請者名をご記入ください  
(申請時はこの枠を消して印刷)

## 契 約 条 件

借受申請者 株式会社〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、貸主神戸市(以下「甲」という。)所有の都市機能用地(普通財産)一時使用申請書(以下「申請書」という。)記載の土地(以下「本件土地」という。)を、一時使用するために借り受けることについて、下記の条件により申し込みます。

(用途指定等)

第1条 乙は、本件土地を承認書記載の用途にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2 乙は、土地一時使用に係る事業者申込の手引きに提示された条件等を遵守しなければならない。

(土地の引き渡し)

第2条 甲は、本件土地を、借受開始日に現状有姿で乙に引き渡すものとする。

(賃貸料の改定)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃貸料を改定することができる。

(1) 甲が本件土地につき特別な費用を負担することになったとき。

(2) 一般経済事情の変化又は地価の変動等により、賃貸料が不相当と認められるに至ったとき。

2 甲は、前項の規定により賃貸料を改定しようとする場合は、改定賃貸料の額を書面により乙に通知する。

(賃貸料の支払)

第4条 乙は、甲に対し、承認書記載の賃貸料を、毎月月末までに、甲の発行する納入通知書により支払う。ただし、支払期限について特別の理由があるときは、甲がその都度指定する日とする。なお、支払期限が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期限とし、また、支払期限が休日にあたる場合は、その翌日を支払期限とする。

2 乙は、前条の規定により賃貸料が改定された場合は、その精算額を甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(遅延利息)

第5条 乙は、所定の支払期間内に、賃貸料を支払わなかった場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年14.6パーセントの率を乗じて計算した遅延利息を現金で甲に支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の計算に当たっては、賃貸料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(善管注意義務)

第6条 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(土地の使用基準)

第7条 乙は、申請書記載の土地が公益性を有する都市機能用地であることを十分考慮して、その使用にあたっては、特に次の点に留意し、また、関係法令や条例、規則等を遵守しなければならない。

(1) 周辺公共施設の利用を阻害しないこと。

(2) 公害の発生を未然に防止するための措置を講じること。

(3) 本市が環境保全のために行う施策に協力すること。

(紛争等の処理)

第8条 本件土地の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担等の特約)

第9条 甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

2 乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。

3 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃貸料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸等の禁止)

第11条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、同条第3号については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。

(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。

(3) 本件土地上に工作物等を設置すること。

2 乙は、前項第3号の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要あると認めるときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催促その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができる。

(1) 甲において、本件土地を公用または公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が正当な理由なく賃貸料を滞納した場合。

(3) 乙が正当な理由なく本件土地を承認書記載の使用目的に供さない場合。

(4) 第17条の規定に該当するとき。

(5) その他、本契約条件に規定する義務を乙が履行しない場合。

(費用償還請求権の放棄)

第14条 乙は、本件土地に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(原状回復)

第 15 条 乙は、借受期間が満了又は終了し、又は、第 13 条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、乙の費用をもって本件土地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

(損害の賠償)

第 16 条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第 17 条 本契約締結にあたり乙が提出した都市機能用地（普通財産）一時使用申請書及び抽選参加申込書兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に掲げる者が同要綱第 5 条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第 13 条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(届出義務)

第 18 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、抽選参加申込書兼誓約書記載の事項に変更があるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

2 甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、抽選参加申込書兼誓約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

3 前項の場合において、乙が第 1 項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

(疑義の解釈等)

第 19 条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議し、解決するものとする。

(準拠法)

第 20 条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第 21 条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)抜粋】

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。